

議 案 質 疑

■ 暴力団等追放推進条 例

問 現在、町内に暴力団あるいは暴力団関係団体、また暴力団員等が存在していますか。

答 把握はしておりませんが、暴力団の組も関係者もないと考えています。

問 この時期に提案した理由は。

答 福岡県も9月の定例会に条例案が出されるということです。直方地区ということ、今回、小竹町と合わせて提案しました。町村では、本町と小竹町が最初と聞いています。

■ 後期高齢者医療に関する条例の一部改正

問 現在の保険料滞納状況は。

答 特別徴収分については100%で滞納はありません。普通徴収分につ

いては99.3%の徴収率になっています。

■ 町営住宅管理条例の一部改正

問 暴力団事務所はないと言っていますが、暴力団関係者の入居実態の把握は。また、現に入居している場合は退去とすることですが、同居者がいる場合、そういう方も含めて退去命令を出すのですか。

答 現在、暴力団員の入居はないと聞いています。入居後に暴力団員ということが判明した場合は、暴力団をやめるか、町営住宅を退去してもらうこととなります。同居者についても、一緒に退去していただきます。

問 暴力団員と認定するのは非常に難しいと思うし、家族を含めて考える場合、慎重な対応も検討しなければいけないと思うので、同居者も一緒に

退去ということについて再考できませんか。

答 すでに条例を定めている自治体もありますので、そういうところを参考に十分研究、協議をして、対応できるものは対応したいと思います。

■ 専決処分の承認（一般会計補正予算2号）

問 工事費2330万円は、どんなところをどのように工事したのですか。

答 7月24日から26日の集中豪雨による工事費



7月の集中豪雨によって、がけ崩れや道路損壊、水路破損などの災害が発生しました

で、道路、河川、水路等の災害分です。災害応急工事で34カ所、災害単独工事で17カ所です。

問 まだ災害のあとが残っているような所があるんですが、これから工事をやるのですか。

答 応急工事については終わっていますが、単独災害の本工事はこれから発注していきます。

問 福岡県市町村災害共済基金取り崩し金がありますが、この共済基金とはどんなものですか。

答 全ての市町村が加入している福岡県市町村災害共済基金

組合があり、災害発生に備えて各市町村1億円をめどに基金を積立てているものです。

■ 一般会計補正予算（3号）

問 身体障害者

施設支援費、知的障害者施設支援費が減額になっている理由は。それと、児童福祉総務費、施設費にある工事費の中身は。

答 身体障害者施設支援費は、利用者が減ったためです。知的障害者施設は「サンガーデン鞍手」と「ゆたかの里」の関係で、新体系に移行したということで減額となっています。



改修工事が行われる保育所のトイレ

児童福祉総務費の工事費は、北小校区の学童保育所「しぜんクラブ」の建物が老朽化しているもので、今回建て替えるものです。また、児童福祉施設費の工事費は、町立保

育所のトイレ等改修工事費で、洋式便座とドアの取替えをします。

問 教育費にある設計管理委託料、工事費、備品購入費の身は。

答 設計管理委託料は、地上デジタルテレビ化に対応するための配線工事等に関する設計委託料です。工事費はテレビアンテナ配線工事費、備品購入費はデジタルテレビ購入費です。

問 デジタルテレビはどこから購入するように考えていますか。

答 緊急経済対策ということを考えて、価格の比較は必要ですが、基本的には町内での調達が原則かなと考えています。

問 この事業は、地域活性化・緊急経済対策臨時交付金による事業ですが、どのくらいが町内の経済対策になってくるのですか。

答 地デジ化対策や学校

の理科備品、学童保育所の建替え、保育所のトイレ改修、鞍手駅トイレの改修など全て緊急経済対策ということで割り当てています。特殊なものを除き、ほとんどを町内業者に発注したいと考えています。

問 非常備消防費の備品購入費は、消防自動車のことですか。

答 古月地区の第1分団、西川地区の第3分団の消防自動車、それに役場にある本部の可搬式積載車がいずれも16年以上経過しているので、買い替えるものです。

問 3台同時に替えるのと、次に替えるのも同時期になると思います。行政の継続性を考えると、今回は1台か2台にし、その分ほか他の事業に使うべきでは。

答 行政としては、経済対策でこういう資金が来る今だからこそ買える

と考えています。次回については、順次更新する事もできます。緊急順位から、今回消防自動車を買うことにしました。



第1分団、第3分団のポンプ車 (BD-1型)



今回購入予定のポンプ車 (CD-1型)

問 歳入の弁償金と雑入に、横領事件についての損害賠償金、事故補填賠償金、事故補填金償還金延滞利息、損害賠償金延

滞利息があがっています。これは、どのように処理して行くのですか。

答 関係職員からの損害賠償金は、監査結果報告の損害賠償請求額明細の古いものから振り分けることにしています。横領された源泉所得税、住民税、社会保険料は、昨年度、財政調整基金から事故補填金賠償金として、税務署等関係機関に支払いしました。今回、その一部が弁償されました。

ので、事故補填金賠償金及び事故補填金償還金延滞利息で受け入れます。また、基金や生命保険事務取扱手数料も一部弁償されましたので、これらは損害賠償金、損害賠償延滞利息として収入します。なお、基金分を除く損害賠償金については、財政調整基金に積み立てます。

問 これだけの賠償金、弁償金で終わりと考えているのですか。

答 被害額の残りについては、今後本人に請求していかなければならないと考えています。他の関係職員には法的な求償はできませんが、道義的、政治的責任から自主的に負担すべきではというご意見もあります。今後、検討協議をしたいと考えています。なお、関係職員から支払いがあった場合は、弁償金ではありませんので、別の形で収入することになります。

問 今回弁償された分が入ったわけですが、谷山池パイプラインの基金には1円も充てられていません。谷山池パイプライン基金の被害は認めているのに、どういうことですか。

答 今回かんがい施設基金に振り分けた損害賠償金は、元収入役にかかる分です。被害は西川沿岸基金とかがない揚排水施設基金であります。現在この基金が一つになっ

ていますので、ここに受け入れることにしています。谷山池パイプライン基金については、その一部を他の基金の横領に穴埋めしているため、監査委員の損害賠償の対象とされていません。このため、賠償金による補填は行っていません。

問 全て返ってきた場合でも、谷山池パイプライン基金には1円も入らないという形になるのですか。

答 谷山池パイプライン基金の被害額については、今回の損害賠償金では弁償されることになっていませんが、この基金に被害が生じていることは認識していますし、最終的には被害が生じた基金に弁償すべきであると考えています。今後、弁償金を割合に応じて基金に充てるなど、弁償状況等を勘案しながら検討協議が必要と考えます。